平成３０年（フ）第５６９号
埼玉県朝霞市溝沼７丁目４番９号　サンプラザＢ棟106号室
債務者　長田　秀樹
1　決定年月日時　平成30年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第５７０号
埼玉県朝霞市溝沼７丁目４番９号　サンプラザＢ棟106号室
債務者　長田　陽子
1　決定年月日時　平成30年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２９年（フ）第１６５号
山形市松波４丁目７番４－105号　レジデンスＴＯＭＯ松波06、開始決定時の住所山形市南栄町３丁目９番７号
破産者　**今**井　理充
1　決定年月日　平成30年６月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１６３７号
福岡県古賀市舞の里３丁目12番10号　ヴィラ舞の里Ⅱ10番館201号、破産手続開始決定時の住所福岡県古賀市新久保２丁目６番24号
破産者　ホームサービスたつみこと　小林　竜己
1　決定年月日　平成30年６月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１７７２号
福岡市中央区清川３丁目９番23―308号、前住所福岡市博多区美野島３丁目20番10―1103号
破産者　諏訪　早美
1　決定年月日　平成30年６月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１４２号
青森県平川市本町村元82―１　ホワイトハウス215、前住所青森県弘前市大字川合字下川原41番地２
破産者　高橋　和子
1　決定年月日　平成30年６月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２９年（フ）第１０２６号
福岡県糟屋郡篠栗町大字乙犬1002番地１　ロワールマンション篠栗２―511号
破産者　中村　崇彦
1　破産債権の届出期間　平成30年７月５日まで
2　一般調査期日　平成30年８月６日午前11時30分
平成30年６月５日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１４９７号
福岡市博多区吉塚１丁目21番10―201号
破産者　野中　正行
1　破産債権の届出期間　平成30年７月６日まで
2　一般調査期日　平成30年８月10日午前10時30分
平成30年６月５日
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第１０２号
神奈川県高座郡寒川町宮山3434番地１　ルミエールＢ―201号、開始決定時の住所静岡県三島市長伏84番地の４　アルブル三島503
破産者　小澤　善美
1　破産債権の届出期間　平成30年７月９日まで
2　一般調査期日　平成30年７月18日午前10時30分
平成30年６月11日
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第５０号
新潟県上越市大潟区九戸浜221―８、住民票上の住所新潟県上越市大潟区九戸浜180番地
破産者　佐藤　盛雄
1　破産債権の届出期間　平成30年７月11日まで
2　一般調査期日　平成30年10月１日午前10時45分
平成30年６月11日　新潟地方裁判所高田支部

平成２９年（フ）第４７号
兵庫県南あわじ市賀集11番地
破産者　奥野　芳久
成年後見人　富本　和路
1　破産債権の届出期間　平成30年７月26日まで
2　一般調査期日　平成30年８月27日午前10時30分
平成30年６月11日
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

特別清算開始

平成３０年（ヒ）第８号
東京都調布市染地２丁目35番地の25
清算株式会社　丸勝石産株式会社
代表清算人　佐々木　敏
1　決定年月日　平成30年６月７日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

再生手続終結

平成２９年（再）第２号
北海道函館市柏木町24番19号
再生債務者　株式会社オーディンフーズ
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨　再生計画認可の決定の確定
平成30年６月６日
札幌地方裁判所民事第４部

小規模個人再生による再生手続開始

平成３０年（再イ）第７号
岐阜県多治見市滝呂町12丁目148番地の586
再生債務者　小川　良孝
1　決定年月日時　平成30年６月８日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年６月29日まで
4　一般異議申述期間　平成30年７月13日から平成30年７月27日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成３０年（再イ）第２４号
静岡県島田市大柳南204番地の２
再生債務者　髙山陽一郎
1　決定年月日時　平成30年６月８日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年６月29日まで
4　一般異議申述期間　平成30年７月９日から平成30年７月20日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成３０年（再イ）第１０２号
愛知県日進市米野木町奥畑93番地
再生債務者　上堀　貴史
1　決定年月日時　平成30年６月８日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年６月29日まで
4　一般異議申述期間　平成30年７月６日から平成30年７月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（再イ）第１２８号
愛知県知多市寺本新町１丁目10番地　グレースマンション寺本201（従前の住所）名古屋市緑区鶴が沢１丁目611番地　プリマベーラ101号
再生債務者　山脇　大典
1　決定年月日時　平成30年６月８日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年６月29日まで
4　一般異議申述期間　平成30年７月６日から平成30年７月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部